

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書(暫定03) 令和3年度

株式会社 プロケア
ちやいれつく前田町保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- II-1 管理者の責任とリーダーシップ
- II-2 福祉人材の確保・育成
- II-3 運営の透明性の確保
- II-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- III-1 利用者本位の福祉サービス
- III-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称: ちやいれつく前田町保育園
 種別: 認可保育所
 代表者氏名: 池永 陽子
 定員(利用人数): 31名(30名)
 所在地: 〒244-0804 神奈川県横浜市戸塚区前田町504-33
 TEL/FAX: 045-829-1305 / 045-829-1306
 ホームページ: <https://chilec.procare.co.jp/maedacho/>
 開設年月日: 2004年11月1日
 経営法人・設置主体: 株式会社 プロケア

職員数	常勤/非常勤	常勤:12名	非常勤:6名
	専門職員(名称)	保育士:8名	
		栄養士:2名	
		保育補助:4名、調理補助:2名、事務:1名	

施設状況

保育室:2室	トイレ:子ども用2カ所、職員用1カ所
調理室:1室	事務室:1室
園庭:あり	

③理念・基本方針

【理念】
 『大地にがっしり根を張る＜大樹＞になってほしい』
 この子らはどんな葉を茂らせ、どんな花を咲かせ、どんな実をつけて人を笑顔にするの
 だろう。子どもたちが＜大樹＞と育つための、その基となる＜根っこ＞を生やすお手伝
 いをしたい、そうプロケアは願っています。

【保育方針】
 ＜こころ＞＜からだ＞＜生活＞の三位一体の保育を目指します。
【こころ】温かさ「第二の家庭」を提供し、心の豊かさを育む
【からだ】生活のリズムを整えたり、食育の取り組みを通して健やかな身体を育む
【生 活】様々な体験・経験を通じて、主体性と協調性を育む

④施設・事業所の特徴的な取組

毎朝、幼児クラス、乳児クラスに別れ、全クラスでリズム運動を行っています。乳児は保育者と一緒に個々の発達に合わせ身体を動かしています。幼児は年上児の動きを見て学びながら毎日繰り返し行うことで身についていきます。

コミュニケーションの育成として手話や英語を学んでいます。簡単な歌や単語など子どもたちが興味を持てるような内容を取り入れています。

月に一度の食育の内容も充実しており、食べ物に興味を持ち、自らすすんで食事ができるように工夫しています。また、園庭では年長さんの子どもたちが相談して夏野菜の栽培を行い乳児さんもお世話をしたり、近隣の畑に行きじゃがいもや、さつまいもの収穫体験なども行っています。

季節の行事も保育者が内容を考え、子どもたちが楽しめる内容になっています。親子で参加するイベントとしては、親子遠足、夕涼み会、運動会、生活発表会があり親子遠足は貸し切りバスで遠方まで行きお友達や保育者との交流を楽しみます。夕涼み会ではゲームコーナーや盆踊り、給食さんが作るお祭りメニューを親子で食べることができます。運動会では、0歳から5歳まで参加し可愛い乳児の姿や幼児は、組体操や椅子体操、カラーガード、パラバルーン、リレー、年長による鼓笛など充実した内容になっています。生活発表会では広い会場を借りて0歳から5歳まで参加します。この時に、英語での発表や手話で詩の発表も行います。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日：令和3年7月12日

訪問調査日：令和3年10月14日

評価結果確定日：

受審回数(前回の時期)

4回(前回：2016年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

1) 豊かな「こころ」と健やかな「からだ」を育み、様々な体験ができています

特徴的な取組として、毎朝実施している「リズム運動」があります。子どもたちは、保育士が弾くピアノの曲に合わせて楽しく身体を動かしています。外部講師による「手話」の時間や内部講師による「英語」の時間も定期的に設けられています。生活発表会の場で、英語や手話の発表の機会があります。園庭で夏野菜の栽培を行ったり、近隣の畑に行きジャガイモやサツマイモの収穫体験をしています。親子で参加するイベントとして、生活発表会、運動会、夕涼み会、親子遠足を行うなど家庭との連携を進めています。こうした保育環境を整えて、「保育方針」である「こころ」「からだ」「生活」の三位一体の保育を実践しています。

2) 保育の質の向上に向けた取組を積極的に進めています

保育の質の向上に向けて、組織一体となって取り組んでいます。施設長、主任保育士、保育士等の責任・役割を明確にし、お互いの信頼関係の中で業務に取り組めるように努めています。各指導計画にもとづく保育実践についての話し合いによる反省と、保育の改善、人事考課、保育士等の目標設定にしっかり取り組んでいます。年度末には職員の話し合いに基づく保育所全体の自己評価と課題の明確化を行い、次年度の改善につなげています。保育士一人ひとりの資質向上については、「個人別研修計画表」を作成し、一人ひとりのニーズに応じた適切な研修を受講できるようにしています。

3) 食を大切に考え、様々な取組を行っています

マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われ、安心して食べられる食事が提供されています。アレルギーのある子どもには、保育士がそばに寄り添い誤食がないように見守っています。子どもが苦手なものも食べられるようにするため、食材の切り方や盛り付けに工夫をし、五感で楽しめるようにして克服につなげています。毎月、食育の日を設けて、身体に良い食べ物の話をするなど、子どもの食事に対する関心を深める取組をしています。個人面談等で保護者に食事の様子を伝え、家庭と連携して食育を進めています。

◇改善を求められる点

1) 職員参画のもとでの事業計画策定

中・長期の事業計画と単年度の事業計画が策定されていますが、いずれも職員の参画が不十分です。事業計画の確実な達成のためには、計画策定に職員が参画するなど、計画に対する職員の理解が不可欠です。また、中・長期の計画には、計画の裏付けとなる収支計画の策定が必要となります。収支計画の策定の検討が期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

事業者名： ちゃいれつく前田町保育園

保護者の皆様にはご多忙の中、アンケートにご協力頂き大変ありがとうございました。コロナ対応で、保護者の方とゆっくりお話が出来ない中で園の運営にご理解いただいていることに本当に感謝しております。

今回の第三者評価では、例年とは保育の内容や行事など異なることが多い中、継続する点、改善点など日々の保育を見直す良い機会となりました。また受審の際、評価員の方に子どもたちが楽しそうで生き生きとしているという、お言葉をいただき、うれしく思っております。

今後も、より一層子どもたちが安心して、楽しく過ごせる保育園であるよう課題点を真摯に受け止め職員全員で見直し、より質の高い保育を目指していけるよう努力して参ります。

ちゃいれつく前田町保育園 池永 陽子

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- * 全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- * 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ☒ ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- ☒ イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ☒ ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- ☒ エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- ☒ オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- ☐ カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- ☒ キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

保育理念や保育方針は、ホームページ、パンフレット、入園案内等に分かりやすく記載されています。内容は、誰もが保育所の保育の考え方をイメージできるもので、職員、保護者が共有できるようになっています。法人の新人研修で説明があり、指導計画の作成に際しては、保育理念、保育方針を反映したものになるようにしています。日常の保育実践の場でも、常に保育理念、保育方針に立ち返って、保育の質の向上に取り組んでいます。しかし、非常勤職員は、指導計画の作成に参加していないため、十分に理解を得られていない状況もあります。保護者には入園説明会や進級説明会で丁寧に説明し、理解を得ています。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2

I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

b

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ☒ ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- ☐ イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ☒ ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- ☒ エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

毎月定例的に開かれる法人の園長会が法人本部で開催され、社会福祉事業全体の動向について情報交換が行われています。区内の園長会での情報交換はありますが、地域の福祉計画の策定動向と内容についての把握・分析は不十分です。地域の保育ニーズ等は、法人本部と連携して利用者の推移等を分析しています。保育のコスト分析や利用者数を分析しながら毎年の収支予算の作成に取り組んでいます。

第三者評価結果

3

I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

b

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ☒ ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- ☒ イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
- ☒ ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- ☐ エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

定期的に開催される法人の園長会や役員会で経営課題を話し合っており、役員、法人本部、園長が情報共有して課題の解決に努めています。園長は、園長会等で得た情報について、毎月の職員会議で職員に説明して、保育所内での共有に努めています。しかし、職員への説明は必ずしも十分なものとなっておらず、経営課題の解決に向けての職員と一体となった取組は、十分なものになっていません。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4

I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

b

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ☒ ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- ☒ イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ☐ ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- ☒ エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

法人の中・長期事業計画に基づき3年先を見通した保育所の中・長期事業計画を策定しています。「保育内容」、「職員構成」、「子育て支援」、「安全管理」、「保育環境、修繕」の項目ごとに取り組むべき課題等を記載しています。しかし、この計画は実施状況の評価を行うための数値目標や具体的な成果等の設定が不十分です。また、事業計画の財政的な裏付けである収支計画の策定が確認できませんでした。

第三者評価結果

5

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

b

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

- ☒ ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- ☒ イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ☒ ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- ☐ エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

中・長期事業計画の内容を反映した単年度の事業計画が策定されています。単年度の計画には、「職員体制」、「利用者数の推移」、「行事、職員研修」、「地域子育て支援」、「苦情・意見対応」、「課題と方策」等について示されています。しかし、計画の実施状況の評価を行うための数値目標や具体的な成果の設定が不十分です。また、単年度の収支計画を策定していますが、中・長期計画の収支計画を反映したものかどうかの確認ができません。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

c

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

- ☐ ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- ☐ イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ☒ ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- ☒ エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- ☐ オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

事業計画は法人と園長が連携して作成しています。作成にあたっては、職員会議等での職員の意見が反映されることはありますが、職員が作成に参画する仕組みはありません。事業計画の達成のためには、その内容を職員がよく理解することが重要です。事業計画策定に職員が参画し、理解を得て職員と一体となって計画達成に取り組まれることを期待します。

第三者評価結果

7

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。

- ☒ ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
- ☒ イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- ☒ ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- ☐ エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

事業計画の主な内容は、保護者に入園説明会、進級説明会、運営委員会の場で説明をしています。行事等については、保護者の参加を促すため、事前に年間の行事予定表を配付しています。園だよりでは、ボランティア、実習生、小・中学生等の見学や職業体験の受け入れ、小学校との連携についてお知らせをしています。しかし、保護者から十分な理解を得ていない状況もあります。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
---	---	---

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
 - b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
 - c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ☒ ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 - ☒ イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
 - ☒ ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 - ☒ エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

指導計画の週日案、月案にもとづく保育実践について、クラス内で話し合っ振り返りを行い、次の指導計画の作成につなげています。園長、主任が内容を確認するなど保育の質の向上に向けて継続的な取組をしています。保育士の振り返りは、毎年実施している保育所の自己評価に反映されています。第三者評価は、5年に1回、定期的に受審しています。保育所の自己評価は、「人権尊重・プライバシーの尊重」など13項目にわたって評価内容を記載しています。

第三者評価結果

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
---	---	---

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
 - b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
 - c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ☒ ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 - ☒ イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 - ☒ ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 - ☐ エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 - ☐ オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

保育所の自己評価は、「課題シート」としており、項目ごとの自己評価だけでなく、改善すべき課題を明らかにして、具体的な改善策も文書化しています。自己評価、課題の抽出、改善策の策定は職員の話し合いに基づいて行っており、職員間で課題の共有が図られています。改善の取組は計画的に行うように努めていますが、取組が不十分な場合があります。単年度での改善が難しい課題については、中・長期的な計画に位置づけるなど、継続的な取組をされることを期待します。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10

Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

b

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
 - b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
 - c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
- ☒ ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
 - ☐ イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
 - ☒ ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
 - ☒ エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長は、職務分掌を運営規程に記載するとともに、「園長の仕事・主任の仕事一覧表」として文書化しています。これには園長不在時には主任に権限委任することも明確にされています。また、園長の役割と責任を具体的に明確にした文書「園長としての心構え」の内容にに基づき、職員に伝えるように努めています。しかし、役割と責任を保育所内の広報誌等に掲載し表明するなどの積極的な取組までは行っていない。

第三者評価結果

11

Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
 - b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
 - c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
- ☒ ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
 - ☒ イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
 - ☒ ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
 - ☒ エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

法人は、コンプライアンスの規程である「プロケア行動基準」を策定しており、法令遵守の姿勢を明確にしています。園長はこの基準に基づき、法令遵守と利害関係者との適正な関係を保持しています。園長は、区内や法人内の園長会で法令遵守に関する意見交換や勉強会に参加し、理解を図っています。環境への配慮については、牛乳パック等の廃材を活用しての制作活動、節電・節水、園庭の緑化などに取り組んでいます。

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ☒ ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- ☒ イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ☒ ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
- ☒ エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- ☒ オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は、週日案、月案、年間指導計画に基づく保育実践について、定期的に評価、分析を行い、指導力を発揮して次の計画の作成につなげています。職員の担当表を作成して、園長の指導の下、保育の質の向上について組織的な体制を構築しています。また、職員の教育、研修の充実を図っています。職員全体の研修計画とは別に、個人別の研修計画を策定しており、職員一人ひとりのニーズに応じた研修の受講ができるように配慮しています。

第三者評価結果

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

- ☒ ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- ☒ イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ☒ ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- ☒ エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は、職員の働きやすい環境作りとして、適正な人員配置、職員の個別事情に配慮したシフト編成、有給休暇の取得促進、資質向上に必要な研修受講の機会付与などに積極的に取り組んでいます。業務の実効性の向上に向けてICTの活用に取り組んでいます。導入した利用者の登降園システムでは、請求事務や園だよりの配信にも対応できます。職員の勤怠システムも導入しています。また、職員の担当を定めて組織的に業務執行を行う体制を構築しています。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14

Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

a

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ☒ ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- ☒ イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ☒ ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- ☒ エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

＜コメント＞

中・長期事業計画に、職員育成についての考え方、単年度の事業計画及び法人本部からの研修計画に、実施すべき研修内容の記載があります。毎年、必要な人員体制に基づいた採用計画を策定し、採用活動に取り組んでいます。人材確保のために、ハローワークや人材紹介会社等の情報活用、ホームページの求人欄の充実、インスタグラムの活用をしています。また、実習生を積極的に受け入れて採用につなげている事例もあります。

第三者評価結果

15

Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ☐ ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- ☒ イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ☒ ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- ☒ エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- ☒ オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- ☐ カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができていない。

<コメント>

法人の就業規則に、採用、配置、昇進、昇格等の人事基準が明確化されています。年に2回人事考課を実施しており個人面談も行って職務に関する成果や貢献度を評価しています。処遇改善の必要性についての評価も行っています。法人の「プロケア行動基準」には、遵守すべき判断基準、行動基準が定められていますが、「期待する職員像等」の明確化はありません。また、職員が自ら将来の姿を描くことができる「キャリアパス」の明確化もされていません。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ☒ ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- ☒ イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ☒ ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- ☒ エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- ☒ オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- ☒ カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- ☒ キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ☒ ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

園長は、職員の就業状況を把握しながら労務管理をしており、適切な人員体制やシフト管理によって、職員が有給休暇や休憩時間を取りやすくしています。職員とは定期的な個別面談の場を設けるとともに、悩み事等の相談があればその都度応じるなど日頃のコミュニケーションを大事にしています。法人本部にも相談窓口が設置されています。食事会を催すなど職員の親睦を図る取組もしていますが、今年度はコロナ禍のため実施していません。

II-2-(3) 職員の質の向上にけた体制が確立されている。

第三者評価結果

17

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ☐ ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- ☒ イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ☒ ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- ☒ エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- ☒ オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

処遇改善等加算Ⅱ対象の職員（副主任保育士等）には、「職務分野別目標シート」（目標管理シート）を活用した目標が設定されています。目標と具体的な行動計画が設定され、中間期の園長面談では進捗状況の確認がなされ、年度末の面談では目標達成の評価が行われています。目標設定に際しては、組織の目標と整合性のある適切な目標となるよう、園長と丁寧な話し合いを持つことが期待されます。処遇改善等加算Ⅱ対象職員以外は、明確な目標管理が実施されていません。「期待する職員像等」を明確にされることが期待されます。

第三者評価結果

18

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

- ☐ ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- ☐ イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- ☒ ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- ☒ エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- ☒ オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

法人研修計画が策定されると共に、法人から示される園内研修計画の策定方針に基づき、園内研修計画を策定しています。また、「個人別研修計画表」を作成しており、外部研修を含めて職員一人ひとりのニーズに応じた研修を適切に受講できるようにしています。職員はキャリアアップ研修で専門技術を学んでいますが、基本方針や研修計画の中には、必要とされる専門技術や専門資格の明示がありません。また、基本方針や計画の中に「期待する職員像等」の明示が期待されます。

19

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ☒ ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- ☒ イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- ☒ ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- ☒ エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- ☒ オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

新人職員等には、一人ひとりの経験や習熟度に応じた適切なOJTが実施されています。法人では、法人実施の研修計画を策定し、園長は、職員が閲覧して必要な研修を受講できるように配慮しています。この計画には、階層別、職種別研修が用意されています。園長は職員と個別に話し合っ「個人別研修計画表」を作成し、適切な研修を受講できるよう支援をしています。外部研修の情報も職員に提供しています。法人の策定方針にもとづく園内研修も適宜実施しており、必要な職員が受講できるようにしています。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20

Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

- ☒ ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- ☒ イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- ☒ ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- ☐ エ 指導者に対する研修を実施している。
- ☒ オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

実習生の受け入れについては、事業計画に明記し、実習生受け入れマニュアルを整備しています。実習生受け入れの法人作成のポスターを玄関に掲示するなど積極的な取組をしています。実習プログラムは、本人の希望に添い、学校側と連携して作成しています。実習内容は、絵本を読むなど特定の活動をする「部分実習」、保育全般に関わる「責任実習」、早番・遅番の体験などを用意しています。実習生には「実習生の心得」に基づき事前の研修を実施しています。指導者に対する研修は十分ではありません。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21

Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。

b

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。

- ☐ ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- ☒ イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
- ☒ ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
- ☒ エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- ☒ オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

ホームページやパンフレットには保育理念や保育方針を掲載し、地域や社会に対し保育所の役割等について説明しています。財務情報については保育所の玄関に置いて閲覧できるようにしています。しかし、事業計画、事業報告については公開されていません。苦情や相談について、ホームページで「ご意見・苦情解決記録」として、苦情と解決の内容が記載されています。民間の保育関係情報誌を活用して本園の理念や保育方針等の概要を紹介しています。

第三者評価結果

22

Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

a

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ☒ ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- ☒ イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- ☒ ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- ☒ エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

運営規程に、園長、主任保育士、保育士等の職務内容が定められ、それぞれの権限、責任が明確にされています。また、毎年、職員一人ひとりの役割が定められた「担当者表」を作成しています。経理事務については、法人の経理研修があり、適切な処理が行われています。法人職員による内部監査も定期的に実施されています。法人では、財務について専門家の支援を受けています。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
----	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
 - b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
- ☒ ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
 - ☒ イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
 - ☒ ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
 - ☒ エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
 - ☒ オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

子どもと地域との交流について、事業計画や全体的な計画の中で位置づけされています。小学校からの「学校だより」や地域のお祭りのポスターなど地域情報を玄関、廊下に掲示して保護者に提供しています。子どもたちは、地域の保育園園児や小学校児童との交流会に参加しています。敬老の日には、近隣の老人ホームを訪問しお年寄りと交流していますが、今年度はコロナ禍のため実施していません。

第三者評価結果

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
 - b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
 - c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
- ☒ ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
 - ☒ イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
 - ☐ ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
 - ☒ エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
 - ☒ オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

ボランティアの受入れと学校教育への協力については、事業計画に位置づけがされ実行されています。ボランティア受入れに際しては、「ボランティアの心得」に基づいて事前説明をし、適切な活動となるように支援しています。しかし、ボランティア受入れに関するマニュアルは確認できませんでした。中学生、高校生の職業体験を積極的に受入れています。今年度はコロナ禍のため実施していません。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
 - b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
 - c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
- ☒ ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
 - ☒ イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
 - ☒ ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
 - ☒ エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
 - ☒ オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
 - ☒ カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

保育に関係する機関・団体の一覧表を作成して、職員間で情報共有をしています。必要に応じて、小学校、区役所、地域療育センターと連絡を取り合い、問題解決等に取り組んでいます。地域療育センターへは障害児保育の相談をしています。区の保育関係団体によるネットワーク事業に積極的に参加し、研修を受講しています。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

b

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
 - b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
 - c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
- ☐ ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
 - ☒ イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
 - ☒ ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

区内の園長会、町内会への参加、運営委員会の開催、保護者の園見学時の対応等により、地域の福祉ニーズの把握に努めています。運営委員会には、小学校の校長が参加しており、保護者を交えて様々な情報交換ができる場になっています。地域住民に対する相談事業を実施しており、玄関にも案内を掲示していますが、実績は十分ではありません。工夫が期待されます。

27

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

- ☒ ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- ☐ イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ☒ ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- ☐ エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- ☐ オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

＜コメント＞

地域の要望を受けて、子どもが散歩で利用する公園で、保育士がプランターに花を植える作業をしました。子どもたちの高齢者施設への訪問は、お年寄りに大変喜ばれています。保育所は「子ども110番」の登録をして地域の子どもの安心、安全に協力をしています。しかし、取組は十分なものとはなっていません。保育所の規模等の制約はありますが、地域コミュニティの活性化等の取組について検討されることを期待します。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。

- ☒ ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ☒ イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ☒ ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
- ☒ エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- ☒ オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
- ☒ カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- ☒ キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- ☒ ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

＜コメント＞

職員は、子どもの人権を尊重した保育の実践のため、「人権のセルフチェックリスト」により、自らの人権意識について確認しています。また、職員の「行動基準」を定め、保育の拠り所にしていきます。毎月の職員会議では、子どもの人権尊重の状況について話し合いをしています。子どもが活動中に上手にできた時は、褒め合うことができるようになるなど、お互いに尊重し合う心を育てています。外国籍の子どもへの保護者には、カタカナで書いた園だより等を用意するなどの配慮をしています。

第三者評価結果

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
 - b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
 - c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ☐ ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - ☐ イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - ☒ エ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
 - ☒ オ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

＜コメント＞

スペースの制約などがありますが様々な工夫で子どものプライバシー保護に配慮した取組をしています。着替えの時は、外から見えないように目隠しのパーテーションを設置しています。園庭で水遊びをする時は、フェンスに遮光ネットを張って視線を遮っています。子どもが一人になりたい時は、廊下に段ボールで居場所を作ったり、カーテンの後ろに隠れることができるようにしています。お漏らしをした時は、他の子どもに気づかれないようにトイレへ移動しています。しかし、プライバシー保護に関するマニュアルが未整備となっています。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ☒ ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- ☒ イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- ☒ ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
- ☒ エ 見学等の希望に対応している。
- ☒ オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

理念や基本方針は、法人及び園のホームページに詳しく紹介しています。他に、パンフレットを作成し、園の見学者等に配布しています。パンフレットには園の保育理念や方針、保育内容などを掲載して園の様子を伝えています。施設見学や問い合わせには、園長と事務員が担当し、見学申し込みの日時を調整しています。現在、見学は新型コロナウイルス感染症防止対策のため、窓の外から見てもらうようにしていますが、今年度はオンライン対応も実施しています。

第三者評価結果

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

a

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
 - b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
 - c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
- ☒ ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
 - ☒ イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
 - ☒ ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
 - ☒ エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
 - ☒ オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園説明会は個別に開催し、「入園のご案内」「重要事項説明書」をもとに、園の概要や保育理念、保育方針、保育内容、注意事項等について具体的に説明しています。保護者の意向や質問を確認し、入園までに準備してもらうものや提出書類、写真使用など保育の実施にあたっての「同意書」の提出を依頼しています。進級による変更事項は文書連絡や、配信システムを使用して伝えています。外国籍等特別な配慮が必要な保護者には、カタカナの文書やルビを振った文書を作成し、保護者の状況に合わせて対応しています。翻訳機も備えています。

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。

- ☐ ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- ☒ イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ☐ ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

転居等による転園については、保護者や転園先の保育所から要請があった場合は、行政と連携し保育の継続性に配慮のうえ、必要な情報について共有出来るようにしていますが、その手順と、引き継ぎ文書の定めはありません。保育所利用終了後の相談については、卒園児や在園児に保育終了後も相談する場所として保育園を活用出来る旨を口頭で伝えています。保護者にも訪問や電話などで相談に応じる体制があることを口頭で伝えています、文書の作成までには至っていません。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足把握するための仕組みが整備されていない。

- ☒ ア 日々の保育のなかで、子どもの満足把握するように努めている。
- ☒ イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- ☒ ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足把握する目的で定期的に行われている。
- ☒ エ 職員等が、利用者満足把握する目的で、保護者会等に参加している。
- ☒ オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
- ☒ カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

保護者には、年間を通じ行事後にアンケートを実施し、要望や意見の把握に努めています。個人面談、保育参観、保護者懇談会でも意見や要望を聴取し意向の把握に努めています。保育士は、日々子どもの様子を観察・記録し、その日の健康状態や活動状況を通して満足度の把握に努めています。月案計画に基づく週日案・日誌は、年齢別に週のねらいと一日の活動内容を記録し、子どもの様子や反応、振り返りを記入しており、子どもの活動状況や成長の様子が見えています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
 - b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
 - c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
- ☒ ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
 - ☒ イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
 - ☒ ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
 - ☒ エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
 - ☒ オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
 - ☒ カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
 - ☒ キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

相談・苦情受付担当者は主任保育士、相談・苦情解決責任者は園長です。第三者委員2名の設置と横浜市福祉調整委員会事務局の連絡先、苦情解決の仕組みを玄関に掲示しています。入園説明会で配布した「重要事項説明書」にも掲載し、保護者に周知しています。相談・苦情は、苦情対応マニュアルに沿い、受付から解決までの手順を定めています。相談や苦情は記録し、職員会議で話し合い、保護者へフィードバックしています。苦情内容は苦情を申し出た保護者等に配慮した上で公開する仕組みがあります。今年度は書面における申し出はありません。

第三者評価結果

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

b

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
 - b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
 - c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
- ☒ ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
 - ☒ イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
 - ☐ ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

日常的に保護者とは積極的な対話を心がけ、送迎時や連絡帳でも気軽に相談や意見等話しやすい環境作りを心がけています。入園説明会や個人面談で、いつでも相談や意見を受ける旨を伝えていきます。人目を気にせず話せる相談室の確保が難しいため、必要なときは事務室を空けてもらって対応しています。

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ☒ ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- ☐ イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- ☒ ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- ☒ エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- ☒ オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- ☐ カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

日頃から保護者とはコミュニケーションを図り、意見等言いやすい環境づくりに努めています。保護者からの意見や要望を受けた時は、主任、園長に報告し、職員間で話し合っ迅速に対応するようにしています。意見や要望、提案等を受けた際の対応については、相談・苦情等の手順に準じて対応・記録し、職員会議や上司へ報告後、検討の上改善に繋げています。手順書等対応マニュアルの見直し等について意見がある場合は、園長を通し法人に伝えています。しかし、定期的な見直しには至っていません。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

- ☒ ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- ☒ イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- ☒ ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- ☒ エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- ☒ オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- ☒ カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

リスクマネジメントに関する責任者は園長が務めています。事故防止対応マニュアル、不審者対応マニュアル、散歩マニュアル等を整備し職員に周知し、安心・安全な保育の実践に努めています。「安全対策・美化」担当部門が、施設の安全確認の点検をしています。年2回、事故防止チェックリストによる点検を実施し、救急対応訓練も行っています。法人本部から、系列園や他園で発生した危険事例の情報があつた時は、その事例について職員会議で話し合い、防止対策について共有しています。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

- ☒ ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- ☒ イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ☒ ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- ☒ エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- ☒ オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- ☒ カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- ☒ キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

感染症防止・衛生管理マニュアル及び「保育所における感染症ガイドライン」を整備し 感染症予防対策を講じています。年間保健指導計画のもとに、毎月の保健目標、留意点、保健・健康教育の対応等を看護師及び保健衛生担当者を中心に、園内外の研修で学び、職員会議で周知しています。日々の清掃・玩具の消毒の仕方、手洗い、室内の温・湿度・換気の管理等、適切な環境を保つ事を全職員に周知しています。感染症の発症状況、症状、登園基準等を玄関に掲示し、保護者に周知しています。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

b

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

- ☒ ア 災害時の対応体制が決められている。
- ☐ イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ☒ ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- ☒ エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- ☒ オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

防災・災害対応マニュアルを定め、災害発生時の対応手順を明確にしています。重要事項説明書で、「災害時に備えて」の確認事項や対応、対策について説明し、災害別訓練方法や災害時の連絡手段等について伝えています。火災や地震、台風、不審者侵入等を想定した避難訓練計画を作成し、毎月行う訓練は0歳児から参加、引き渡し訓練も行っています。防災頭巾、ヘルメットは子どもが取れる場所に用意し、定期的に点検・確認をしています。建物、設備の安全対策を講じていますが更なる検討も必要と捉えています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

a

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ☒ ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- ☒ イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ☒ ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- ☒ エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- ☒ オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

保育の実施方法は、「保育士実務マニュアル」を定めて事務室に備え、職員はいつでも確認することができます。保育の担当は、最初、OJTを取り入れ、2人体制で担当しています。保育内容は、週案、月案を計画し、クラスごとの情報を理解しています。記録の仕方については、主任、園長が指導しています。職員は自己評価・振り返り等について年に2回人事考課面談を受けています。

41

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

b

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

- ☐ ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- ☒ イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
- ☒ ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- ☒ エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

標準的な保育の実施方法「保育士実務マニュアル」の内容の見直しについては、ミーティングなどで話し合いの機会を持ち、意見を出し合っています。指導計画の内容については、必要に応じて、乳児会議や幼児会議、職員会議、リーダー会議等で話し合いを行い、反省や評価見直しを行っていますが、十分ではなく、今後の検討課題としています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

b

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。

- ☒ ア 指導計画作成の責任者を設置している。
- ☒ イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- ☐ ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- ☒ エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
- ☒ オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
- ☐ カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- ☒ キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ☒ ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

入園前個別面接時のアセスメントは、新園児面接聞き取り資料により「家庭調査表」「緊急連絡表」、「健康調査録」等にて、子どもの生活状況を記入してもらい、子どもの成長過程が明確になるようにしています。入園面接時に様々な職種の関係職員が参加してのアセスメント手法は確立していません。必要な時は地域療育センター等に助言を求めています。全体的な計画をもとに年間、月間、個別指導計画を作成し、保育の実践について評価・反省を行い、次の計画へ反映しています。

第三者評価結果

43

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。

- ☐ ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- ☒ イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- ☒ ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- ☐ エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
- ☒ オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画をもとに、年間指導計画は年度初めにクラス担当職員と主任が話し合い作成しています。前年度の計画と実践を振り返り、子どもの状況についてクラスで話し合い、評価・反省を反映した本年度の指導計画を作成しています。年間計画は期中4期に分け評価を行っています。月案、週案もクラスごとに毎月担当の職員と主任保育士が話し合い、計画と保育の実践が違った時は赤字で記入し、反省点や課題を次の計画に反映しています。個別指導計画や日案においても日々振り返りを行っていますが、保護者のニーズをもっと具体的に把握し、日常保育の質の向上に繋がりたいと捉えています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ☒ ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- ☒ イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ☐ ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- ☒ エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- ☒ オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- ☒ カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

保育の実施状況や子どもの様子は、日々保育日誌や保護者との連絡帳に記入しています。子どもの変化や注意点について、毎日ミーティングで報告し合い、職員連絡帳で伝達し、全職員が共有しています。記録の書き方については、主任保育士や園長が、気づいた時に指導をしています。しかし、記録内容や書き方について差異が生じないようにするための研修会や勉強会の開催は行われていません。

第三者評価結果

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ☒ ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- ☒ イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ☒ ウ 記録管理の責任者が設置されている。
- ☒ エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- ☒ オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- ☒ カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

法人による「個人情報保護規程」が定められ、法人、保育所共に責任者を定めて個人データの管理、保存、廃棄、情報提供等に関する取り扱いについて適切に管理しています。電子データ管理はパスワードを設定し、印刷された個人情報は鍵のかかる書庫に保管しています。保護者には入園説明会で、「重要事項説明書」をもとに説明し、同意書の提出を得ています。職員は誓約書を提出しています。職員研修は、採用時に法人で行っています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
----	--	----------

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
 - b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
 - c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
- ☒ ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
 - ☒ イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
 - ☒ ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
 - ☐ エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
 - ☒ オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画は、園の事業の目的、保育理念、保育方針、保育目標に基づき策定しています。全体的な計画は、法人と園長会で話し合っ作成しています。児童福祉法による「保育所の役割」「社会的責任」欄に保護者・地域の子育て支援、人権の尊重等を明記しています。また年齢別保育目標や養護・教育についての配慮事項や教育・保育において育みたい資質・能力の3本柱、健康支援、食育の推進、危機管理計画を具体的に記載しています。園長は、職員会議、乳児会議、幼児会議及び各年間指導計画、月案、週案作成や振り返り、及び日々の記録、ミーティングを通して保育現場の実態を把握し、全体的な計画作成に臨んでいます。全体的な計画作成に職員の意見を反映していますが、作成に職員の直接参画はありません。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
----	---	----------

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ☒ ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- ☒ イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ☒ ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- ☐ エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- ☐ オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- ☒ カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

感染症防止・衛生管理マニュアルを整備し、日頃から計画的に衛生管理を行っています。園内の清掃は職員が朝・昼に当番制で分担し、保育室内外の清掃及び手すりやドアノブ、玩具などの消毒を行い、常に清潔な環境を維持しています。保育室は空調設備、加湿機能付空気清浄機を設置し、温・湿度管理と共に、定期的に換気を行っています。調乳室、沐浴設備、温水シャワー、トイレも清掃・消毒が行き届き、園内は清潔に保たれています。建物の構造上、一人ひとりの子どもが落ち着いて過ごせる場所の確保は難しいですが、保育室内を柵や0、1歳児はクッション性のあるパーテーションで仕切り、コーナを設置し、目的別に子どもたちの過ごし方を工夫しています。保育室内は家具の転倒防止対策を徹底し、収納場所の確保とスペースの有効活用を図り、常に環境への配慮をしています。毎日行うリズム運動は全員で行うときは整列し、年齢別のときは円になるなど工夫して取り組んでいます。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

b

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ☒ ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- ☒ イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ☒ ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- ☒ エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- ☒ オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- ☐ カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

全体的な計画の「保育の目標」に、「情緒の安定を図り、愛情と信頼感、人権を大切にする心を育てる…」ことを掲げています。子どもの発達状況や家庭環境の違いを把握し、個人差を大切にその子どもに応じた保育の実践に努めています。少人数制の保育園で、保育士は子どもたちの情報を共有し、個別に対応できるようにしています。子どもの表情や言葉、態度やしぐさから、子どもの思いを汲み取り、子どもが自分の思いを伝えられるように、子どもの状況や気持ちを理解するようにしています。室内の場所の関係で、おむつ替えや食事の準備、食事から午睡の準備など保育場面の切り替え時や、散歩の際、信号を渡る時等時間に追われ咄嗟に大きな声や言葉を使ってしまうなど、日常は穏やかで分かりやすい言葉で対応していますが、危険が伴うような時には急かす言葉や、やや強い制止の言葉かけが見られる時があります。

第三者評価結果

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
---	---

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
- ☒ ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
 - ☒ イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
 - ☐ ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
 - ☒ エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
 - ☒ オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

子どもの発達状況や家庭での様子を把握し、保護者と連携しながら行っています。子どもの発達に合わせ、生活習慣の大切さを伝え、毎日の繰り返しの中で身につくようにしています。子どもの発達に応じて玩具の片付けや着脱等保育士がやって見せ、子どもが自分でやろうとする気持ちを大切に、できない所は手伝いながら少しずつ自分でできるように支援していき、できた時は共に喜んで達成感を味わえるようにしています。保育室は、乳児クラス、幼児クラスと子どもの発達段階に合わせて動線や生活環境を設定し、子どもの安全面に配慮しています。トイレトレーニングや食事、午睡の準備等保育室使用の切り替えの時には、子どもが一人でやろうとしている時に保育士が手伝ってしまうことがあります。個々の生活リズムを大切にしていますが、状況により子どものペースに合わせられない場面があります。

第三者評価結果

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
---	---

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。
- ☒ ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
 - ☒ イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
 - ☒ ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
 - ☒ エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。

- ☒ オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- ☒ カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- ☒ キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ☒ ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ☒ ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- ☒ コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

子どもの成長や発達に合わせて室内環境を整え、おもちゃや絵本を子どもの手の届く所に保管し、おもちゃの置き場所に絵を貼り、片付ける場所が分かるようにしています。0歳児は保育室を木製の柵やパーテーションで仕切りハイハイや食事、午睡などが落ち着いてできるようにしています。1、2歳児は玩具棚や本箱などでコーナーを作り、少人数で好きに遊べるように工夫をしています。0～2歳児、3～5歳児は、それぞれ同じ保育室で過ごしています。異年齢の関わりや活動も多く、自由に遊びを選び、子ども同士が自然に触れ合っています。天気の良い日は、戸外活動を取り入れて、公園へ出かけ、他園の子どもと交流し一緒に遊ぶ中で社会的ルールや交通ルールを学んでいます。また、幼児クラスは老人ホーム、5歳児は小学校を訪問し、地域の中で社会体験の機会を得ていますが、今年度はコロナ禍のため実施していません。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ☒ ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- ☒ イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
- ☒ ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- ☒ エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- ☒ オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- ☒ カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

0歳児は定員4人の少人数で、月齢による発達段階の差を把握し、体調や個人差に注意して、一日の生活を安定して過ごせるようにしています。0、1、2歳児は同じ保育室を使用していますが、木製の柵やパーテーションを用いて、静かな遊びや身体を動かす遊び、食事と睡眠など目的に応じてレイアウトを変え、子どもが月齢や発達に応じた活動ができるようにしています。保育士は、子どもと向き合う時は、しっかりと目を見て優しく話しかけ、子どもの表情や喃語に応答的に応え安心感と愛着関係を育んでいます。子どもの発達状態や生活リズム、月齢差による興味の差や活動に対し、玩具を入れ替え、音や感触の違いを楽しんだり、1、2歳児と合同でも遊びを楽しんでいます。保護者とは送迎時や連絡帳で密に情報交換し、家庭と園での生活の連続性を大切にしています。避難訓練に参加し、周囲の様子を感じて訓練の体験をしています。0歳児も保育士に抱かれリズム運動に参加し、音楽に合わせて手を動かしたり、全身を揺らし活き活きとした表情で過ごしています。

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開される よう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ☒ ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
- ☒ イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
- ☒ ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
- ☒ エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
- ☒ オ 保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。
- ☒ カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
- ☒ キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

1、2歳児は、一日の生活の流れが分かり、生活リズムを整えながら、身の周りのことを自分でやろうとする気持ちを大切にしています。季節や天候に合わせて保育室の使い方を工夫し、子どもが主体的に遊べるようにしています。スペースの制約もありますが、自由遊びの時間は、子どもが好きな物を選んで遊べるように工夫しています。遊びの内容や玩具により、保育士が収納庫から出して用意したりしています。子ども同士で遊んでいる時は、子どもの様子を観察しつつ見守り、自分の思いを表現できるように働きかけをしています。0、1、2歳児も保育室内では、異年齢合同での活動が多く、友だちとの関わりやルール等が自然と身につく、合同活動の中で「待つ」姿勢や「準備態勢」「自分もやりたい」という思いが育まれています。1、2歳児もリズム運動が大好きで、人の動きに合わせてリズムをとりながら一緒に動いてリズム感覚を養っています。

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開される よう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ☒ ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ☒ イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ☐ ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ☒ エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

保育室の環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しています。3歳児は、友だちと一緒に楽しみながら遊びや活動に取り組み、集団遊びの中でルールを学び、自分の気持ちを言葉で伝えられるようにしています。4歳児は、自分たちで遊びを決めて活動する中で、年下の子どもの世話をしたり様子を見ながら相手に自分の思いを伝え、また 相手の話を聞いたり、お互いに違いがあることや受け入れることを知り、話を聞くときの姿勢が身につくように支援しています。5歳児は集団生活の中で、話し合いをして決めたり進めたり、友だちと協力して物を作って一つの事をやり遂げる力を育んでいます。ブロックでお城を造り、中に入って遊んだり、鼓笛の練習に取り組んでいます。また 手話を動物のカードを使用して学び、楽しそうに取り組んでいます。保育士は、現在の環境の中で場所の使い方を話し合い、工夫して保育の実践をしています。更なる工夫ができないかと捉えています。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ☐ ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
- ☒ イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
- ☒ ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
- ☒ エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- ☒ オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- ☒ カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- ☒ キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
- ☐ ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

保育園は建物の一階に位置し、園内は、バリアフリー構造となっています。多機能トイレ等の設備はありません。現在、障害のある子どもは在籍していませんが、以前在籍していた時は、保育内容や方法など子どもの特性に配慮し、クラスの年間指導計画に基づいた個別支援計画を作成して保育を実施しています。クラスの子どもたちは、自然に受け入れができています。障害のある子どもが一人で落ち着きたい時や、クールダウンしたい時、場所の確保が難しい状態です。職員は、外部研修や園内研修に参加の際は、職員会議や日々のミーティングで報告し、情報共有をしています。障害のある子どもの保育に関して、保護者へ適切な情報を伝えるための取組まではされていません。

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 - b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 - c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ☒ ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - ☒ イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ☒ ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - ☒ エ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
 - ☒ オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
 - ☒ カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
 - ☒ キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

＜コメント＞

長時間保育については、クラスごとの年間、月間指導計画に長時間保育の配慮事項を記載しています。子どもの体調や人数など様子を見ながら、子どもが安心して落ち着いて過ごせるように配慮しています。異年齢合同での保育になるため、必要により保育室内をパーテーションで区切り、乳児は、クッションやござを敷いた場所で過ごしたり、幼児はゆったりと椅子に座りパズル遊びや絵を描いたり静かな遊びで体を休めるなど、保育の内容や方法に配慮しています。職員はミーティングや職員連絡ノートにより申し送りを行って子どもの状態を把握し、送迎時の保護者へ様子を伝えています。時間により補食の提供をしています。年齢の異なる子どもが一緒に過ごしていても、心地よく過ごす事ができるような環境に注意を払っています。

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

a

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
 - b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
 - c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
- ☒ ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
 - ☒ イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ☒ ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。

- ☒ エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- ☒ オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

全体的な計画の中に小学校との連携「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿10項目」及び「教育・保育において育みたい資質・能力の3本柱」を掲げ、これに基づいて5歳児の年間指導計画の中に就学に向けての保育活動が明示されています。年間指導計画の中で、5歳児は1月から「感じたことを言葉や文字で表現する」「小学校との交流を通して就学への期待を膨らませる」など、小学校進学を意識した取組を年明けから予定し、保護者にも伝えていきます。小学校との交流会では、校内見学や給食交流会等他園の子どもと一緒に過ごす機会を設けています。地域の幼保小連絡会や研修会に園長と年長の担任が出席し、意見交換や情報共有をしています。保護者懇談会を開催し、就学に向けた説明会を予定しています。「保育所児童保育要録」は5歳児クラス担任が作成して、園長が確認し、職員全体で周知して小学校へ提出しています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。

- ☒ ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- ☒ イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ☒ ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- ☒ エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- ☒ オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- ☒ カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- ☒ キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ☒ ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

「健康管理マニュアル」「年間保健計画」「事故防止マニュアル」等を作成し、子どもの健康管理と保健指導が行われています。入園時の重要事項説明書にも「身体測定・健康診断」「感染症対策」等健康管理に関する注意事項を記載し保護者に伝えています。入園時のアセスメントシートや面談で子どもの健康状態を把握し、児童票に記入しています。朝の受け入れ時に、子どもの表情や様子の視診と、保護者からの情報で子どもの健康状態を把握し職員間で共有しています。午睡時のSIDSチェックは、0歳児は5分、1歳児は10分毎に確認しています。保護者には、毎月保健便りを発行し、園の健康に関する方針やその時期の注意事項を伝えています。職員間では毎日のミーティングで子どもの健康状態に関する情報を共有しています。

A13

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。

- ☒ ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
- ☒ イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
- ☒ ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

＜コメント＞

園児の健康管理として毎月身体計測を行っています。健康診断・歯科健診はそれぞれ年2回、尿検査は幼児のみ年1回、聴覚検査は3歳児のみ年1回を実施し、結果を健康台帳に記録しています。健康診断、歯科健診等の結果は、保護者に連絡し、必要な対応を促しています。職員はミーティングや職員会議で情報を共有し、保育に反映しています。歯磨きの大切さについて分かりやすく説明し、丈夫な歯で良く噛み、美味しく食べるために、歯磨きの大切さを伝え指導してきましたが、コロナ禍の関係で今は中止しています。季節に合わせた保健だよりを発行し、子どもたちの健康管理に繋げています

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

a

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。

- ☒ ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ☒ イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ☒ ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- ☒ エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- ☒ オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
- ☒ カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

「食物アレルギーマニュアル」「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとにアレルギー児の対応を行っています。食物アレルギー疾患のある子どもの確認は、入園時に「食物アレルギー児への対応について」を保護者に十分説明し、医師による「生活管理指導表」等を提出をもらい、「食物アレルギー対応委員会」で内容確認と対応確認をしています。保護者には、毎月、次月の献立表により「除去食」の確認をしてもらっています。給食では、食物アレルギー疾患のある子どもには、職員が一人側について対応しています。職員は園内研修でアレルギー疾患について学び、救急対応訓練を受けています。子どもたちにも分かりやすく説明をしています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

a

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ☒ ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- ☒ イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ☒ ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- ☒ エ 食器の材質や形などに配慮している。
- ☒ オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- ☒ カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- ☒ キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ☒ ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

全体的な計画及び指導計画に食育について位置づけており、食育計画も作成して食育に取り組んでいます。コロナ禍で黙食を強いられる中、少しでも楽しい食事となるように、見た目がかわいく五感を刺激して、食欲が湧くようにと盛り付けに工夫をしています。月に一度「クッキング」の日があり、身体に良い食べ物の話をしています。先日は、栄養士が魚がよく分かる絵を見せながら説明し、子どもの食に対する興味を引き出しています。毎日の食事の際には、子どもに食べられる量を聞いて盛り付けを調整しています。お代わりが必要な子どもには手を上げて貰い、保育士が取り分けています。子どもが苦手な食材があるときは、「一口頑張ろうね」などと声かけをして、少しでも食べられるように支援しています。保護者とは、保育所と家庭の食事の様子を伝え合っています。

A16

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

a

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。

- ☒ ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
- ☒ イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- ☒ ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
- ☒ エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
- ☒ オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
- ☒ カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- ☒ キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

＜コメント＞

子どもの状況に合わせて、食材の切り方や献立、調理の工夫をしています。保護者との個人面談での情報交換や連絡帳により、子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握しています。子どもの食事の様子を見たり残食の記録を確認して、食材の切り方、味付け、調理方法の工夫をしています。栄養士も、食事の時間に各クラスを見回りし、子どもとコミュニケーションをとる様にして関係を築いています。旬の食材を使ったり行事食を提供して季節感のある献立を用意しています。正月の七草がゆ、節分の恵方巻きやつみれ汁、お彼岸のおはぎ、クリスマスのチキン料理などを楽しんでいます。「衛生管理マニュアル」に基づく衛生管理をしており、安心・安全な食事を提供しています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A17

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。

- ☒ ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
- ☒ イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
- ☒ ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
- ☒ エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

保護者には、保育所の保育の様子を登降園時のコミュニケーションで伝えています。0～2歳児は、連絡帳により一人ひとりの様子を伝え、3歳以上児についてはホワイトボードを利用しています。子どもの発達や保育の方針等について分かりやすく伝え、保護者との相互理解を図っています。懇談会や個人面談を開催して日々の保育の様子を情報共有しています。個人面談は、子どもの登園が少なく保護者も参加しやすい土曜日に開催しています。懇談会は、コロナ禍ですのでオンラインでの開催となりました。新年度の保護者説明会もオンラインでした。「夕涼み会」はいつも保護者が参加していますが、これも録画してオンラインとなりました。このような取組で、コロナ禍であっても保護者に情報提供するための工夫をしています。情報交換の記録は、子どもの個人ファイルや懇談会のファイルに保管をしています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

- ☒ ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- ☒ イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ☒ ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- ☒ エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- ☒ オ 相談内容を適切に記録している。
- ☒ カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

子育て等について保護者から相談がある場合は、保護者の都合に合わせていつでも応じる体制にしています。落ち着いて話ができるように、職員室に案内して相談を受けていますが、土曜日は子どもが少ないため空いている保育室を使用しています。相談を受けるのは担任保育士となることが多いですが、適宜、適切に園長、主任保育士に報告し、助言を受けられるようにしており、組織での保護者支援を心がけています。相談内容は記録を残し、子どもの個人ファイルに保管しています。関係職員とは、職員会議やクラスごとのミーティングで情報共有しています。日頃の取組により保護者と信頼関係を築き、保護者の子育てを支援しています。

A19

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
--	---

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ☒ ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- ☒ イ 虐待等権利侵害の可能性がある職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ☒ ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- ☒ エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- ☒ オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- ☒ カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- ☒ キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

子どもの登園時や着替えの時に、視診により身体に異常がないか確認をしています。痣があるなど不審なことがあれば、降園時に保護者に確認をしています。また、登降園の際の子どもと保護者とのやりとりや保護者の様子に異常がないかどうか見えています。異常を感じた場合は、保護者に家庭での子どもの様子や何か大変なことはないかなどをそれとなく聴いたりしています。虐待等の権利侵害が疑われる時は園長に報告し、職員間で情報共有して、区役所の所管課に連絡する体制を作っています。法人本部や区役所の虐待防止の研修を受講し、内容を職員会議で報告し職員間で共有しています。虐待防止対応マニュアルが整備され、マニュアルに基づいた対応をしています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

A20

A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
---	---

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。

- ☒ ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
- ☒ イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
- ☒ ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
- ☒ エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- ☒ オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
- ☐ カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

指導計画の月案、週日案に基づく保育実践について、クラスごとに話し合って反省を行っており、保育の改善や次の計画につなげています。反省の話し合いは、互いの学び合いの場となっており、保育の質の向上に向けた取組になっています。保育士等一人ひとりの自己評価は、人事考課と一体的に実施されており、法人の設定した「職務に応じた具体的目標」をもとに、保育士等が一人ひとりの「具体的取り組み」を設定し、園長との面談の際に、自己評価と上司の評価をする仕組みになっています。年度末には、乳児クラス、幼児クラスごとに年間指導計画に基づく保育実践について話し合って評価をし、次の計画の策定につなげています。保育士等の自己評価を、保育所全体の自己評価につなげていることには十分でない面があります。保育士等の自己評価の評価項目等と保育所全体の評価項目との整合性を考慮すること等について検討されることを期待します。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430 FAX:0466-29-2323

A thick pink horizontal bar spanning the width of the page at the bottom.